

第五十八回国会 地方行政委員会議録 第二十四号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 塩川正十郎君

理事 和爾俊一郎君

理事 山口 鶴男君

理事 青木 正久君

理事 岡崎 英城君

理事 木野 晴夫君

理事 渡海元三郎君

理事 藤田 義光君

理事 太田 一夫君

理事 三木 臨大君

理事 門司 光亮君

理事 小濱 新次君

理事 大野 漢君

理事 山本弥之助君

理事 河上 民雄君

理事 亀山 孝一君

理事 塚田 徹君

理事 永山 忠則君

理事 大野 漢君

理事 田中 赤澤君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省財政局長 細鄉 道一君

大蔵省主計局主 秋吉 良雄君

厚生省兒童家庭 計官 鈴木 盛君

専門員 局企画課長 越村安太郎君

同日

委員大村義治君、塚田徹君及び渡海元三郎君辞

四月二十三日
委員辻寛一君、中尾栄一君及び野呂恭一君辞任
につき、その補欠として野呂恭一君、中尾栄一君及び大村義治君が議長の指名で委員に選任された。

任につき、その補欠として野呂恭一君、中尾栄一君及び辻寛一君が議長の指名で委員に選任された。
一君及び辻寛一君が議長の指名で委員に選任されれた。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正す

る法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○細谷委員 体的質問も終末でありますから、具

体的な若干の点について質問をしたいと思いま

す。

○吉川委員 お申出がありますので、これを許しま

す。細谷治嘉君。

○細谷委員 質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。

○吉川委員 お申出がありますので、これを許しま

す。

○細谷委員 お申出がありますので、これを許しま

す。

○吉川委員 お申出がありますので、これを許しま

す。

いますが、実態にそのまま追随といふわけにもま
りません。交付税制度の性質上あるべき額の
何%といふようなことを考えなければならぬと思
いますが、いすれにいたしましても、この問題に
つきましては少しよく実態を見ましても、財政
事情の許す限り改善の努力をいたしたい、かよう
に考えます。

○細谷委員 実態に即応するように改善するとい
うことありますから、ぜひそうしていただきた
いと思います。

そこで、私が懸念いたしますのは、あるべき
姿、実態に即応するあり方に給与を改定する、人
員を充実していくということになりますと、あなた
たのほうですぐ始めることは、どうも金がかか
てしょうがないから、下請だ、こういう形に、特
に自治省の財政局の指導方針というものは、何でも
かんでも金で解決したらやおうというような意識が
あるわけです。ですから、そういうふうに改善さ
れても、表面上は、いや原則が直營でございま
す、必要があれば、条件があるところでは下請も
よろしくらござります、あるいは、一部下請も
けつこうです、こういうふうに指導しております
けれども、実際は地方団体にかなり強い圧力と
なってあらわれておることは、質問を通じて明らか
になつたところであります。でありますから、
下請について、この種の清掃事業というのは、市
の住民に非常に関係の深いものですね、北九州の
問題、過日のニューヨークの清掃ストの問題、た
いへん深刻な問題なんですね。そういうことであ
りますから、これはやはり自治体が責任を持つと
いうことが原則、直営が原則だ、こう私は思うの
です。何が何でも下請はいかぬ、その一部分でも
いかぬなんということを私はここで申し上げよう
とは思つておりませんけれども、たてまえ、原則
といふものは直営なんだということをひとつここ
でお約束できますか。

○細谷政府委員 これは、むしろ所管の厚生省の
考え方によると思いますが、私ども、原則とし
ては直営であるということは十分承知をいたして

おります。ただ、あまりそのことばに硬直的に左
右されないように、いろいろ財政の状況もある
し、能率の状況もあるし、いたしましたから、住民
サービスの低下を招くことのないよな配慮のも
とで委託ということを考えるようだ、こういうこ
とを從来から指導いたしておるわけでございま
す。

○細谷委員 住民福祉が低下しないという大前提
で、条件によってはそういう配慮もやむを得な
い、こういう考え方にしておるということであり
ますね。この点についてもう一度お尋ねしたい。

厚生省と自治省から出された数字、新しい清掃
施設整備緊急措置法案の国庫補助のあり方につい
て、片や百八十億円、これは四十三年度ベースの
自治省の数字であります。片や二百七十八億五千
七百万円、こういう数字が出ております。

〔委員長退席、大石（八）委員長代理着席〕
一步前進のために、こういう新しい法律ができた
以上は、國のほうも努力しなければいかぬ、地方
団体もむろん努力しなければいかぬ、こういうこ
とであります。残念ながら、四十二年度から始
まっているこの五ヵ年計画も、四十二年、四十三
年というものは旧態依然たる補助率であります。
ですから私は、厚生省の補助率の引き上げ、國の
援助の強化ということはぜひやっていただきなけ
ればならぬと思うのであります。そういう点で、
厚生省は、前向きの財政措置を講じようとして
いるわけであります。自治省は、厚生省と同様
に、この実現のために努力をお約束できるかどうか
か。さらに、秋吉主計官に、大蔵省としてもそ
ういう線で努力をいたしますといふ御答弁をいた
きたいと思うのであります。お願いします。

○細谷委員 これはこの程度にしまして、次に、
地方公営企業関係の、主として再建団体について
の給与の関係についてお尋ねしたいと思うのであ
ります。

現在、再建企業というのは、自治省が認可した
もので百五十五ござりますね。そのうち幾つかがい
わゆる第八次ベースアップを実現したが、自治省
としては了承を与えたが、実態をひとつ教えてい
ただきたい。

○細谷委員 新聞記事でありますから、正確は私
は保証しませんけれども、四月十四日の日本經濟
新聞に出でるのは、申し上げますと、百五十五
のうち百三十一企業は給与改定を自治省は許可を
した。その理由は、「給与水準などを考慮すると給
与改定をせざるを得ない」「財源からみても特に
支障はない」こういう一点が許可の理由になつて
おるようですが、自治省が難色を示してい
るものが残りの二十三企業、その二十三のうち、
自治省が説得をして、改定を見送つて、自治体自
体も自治省の説得に応じたというのが三企業あ
る。しかし、残りの二十企業は、給与改定をせひ
ともしたい、しなければならぬ、こういうことだ
と新聞に書いてあります。きわめて合理的に、び
しゃつと合う数字が出ておるのですが、どうです
か、大体真相なんでしょうか。

○細谷政府委員 給与改定をやらないといつて
も、みずからやらないと考えているところがござ
いますし、やりたいけれども、水準の高めこと、
あるいは財源の関係でできないというところも

いったことも踏まえながら関係省とよく相談をし
てまいりたい、こういうふうに思います。百二十九になつておりますが、その後ちょっとと
ふえているようござりますので、約百三十と申
し上げたわけあります。

○秋吉説明員 御指摘の各種の問題につきまして
は、今後、関係各省間において、國、地方を通す
とで委託ということを考えるようだ、こういうこ
とを從来から指導いたしておるわけでございま
す。

○細谷委員 これはひとつ主査省が新しい法律を
つくつてこれを推進しよう、こういうことなんで
あります。残念なことは、第一年目、第二年
目は從来の方式で参ったのでありますけれども、
たいへん重要な問題でありますから、ひとつ大蔵
省も、竿頭半歩を進めるくらいのことはぜひやつ
ていただき、そして、不十分ではありますけれど
も、厚生省の考え方に基づく國の財政措置とい
うものの強化も、ひとつぜひ実現していただき
たいことを要望したいと思いますが、ちょうどど
大臣がいらっしゃつておりますから、対岸の火災
じゃありませんので、大臣のお答えをいたしました
いと思います。

○赤澤国務大臣 住民の生活に、文化的と申すこ
とばは当たらぬかもわかりませんが、密接な関係
もあることでござりますので、御指摘を待つまで
もなく、前向きに検討を加え、かつ、いろいろな
予算的な面におきましても要求もいたしたいと考
えております。

○細谷委員 新聞記事でありますから、正確は私
は保証しませんけれども、四月十四日の日本經濟
新聞に出でるのは、申し上げますと、百五十五
のうち百三十一企業は給与改定を自治省は許可を
した。その理由は、「給与水準などを考慮すると給
与改定をせざるを得ない」「財源からみても特に
支障はない」こういう一点が許可の理由になつて
おるようですが、自治省が難色を示してい
るものが残りの二十三企業、その二十三のうち、
自治省が説得をして、改定を見送つて、自治体自
体も自治省の説得に応じたというのが三企業あ
る。しかし、残りの二十企業は、給与改定をせひ
ともしたい、しなければならぬ、こういうことだ
と新聞に書いてあります。きわめて合理的に、び
しゃつと合う数字が出ておるのですが、どうです
か、大体真相なんでしょうか。

ざいますので、すべてが自治省の承認云々にかかっているわけではありません。したがいまして、大体の見当としては、いまおっしゃったような数字のところへ勘定を持たれてもけつこうだと思いますが、正確な数字とは申し上げかねます。

○細谷委員 私の新聞の数字を正確な記事とは言わない、自分のほうでは正確な数字を教えないで、これはおかしいじゃないですか。新聞記事の数字が正確ではないといならば、正確な数字はこうですといふことを、ここでびしりと言つていただかなければ、どうにもなりませんよ。あんたのほうはあらゆらじやないの。

○細谷委員 自分のほうではやらないものも数字にどう読むかという、私どものキヤッチしてない部分もあるわけでござります。したがいましてそぞいきことを申し上げたわけでございますので、大体のところは、そういった見当で御理解を願つてけつこうだと思います。

○細谷委員 たいへん不満な答弁なんですが、私は大体この数字が正確だらうと思つております。

そこで、お尋ねをしたいのですが、改定を見送ったというのですから、文字通り対話による説得か、圧力をかけた説得か、それは知りませんが、残りの二十企業といふのは、どうしてもベースアップをやらなければならぬということございますが、自治省はどうも態度いたしましては、再建計画で定めたペース以上の合理化対策を実施する。再建計画は自分で承認しておいて、それよりもっと上回ったペースで合理化計画を進めさせるんだ。財政支出を極力圧縮するため、経営面に改善のきさがない限り、職員のペアは認めないで、定期昇給のみとどめるんだ。こういう基本方針だといふのが、それよりも古い三月十九日付の新聞に載つております。新聞も日本経済新聞です。日本経済新聞といふのは、あなたのほうはなかなか信用してないんですね。日本経済新聞の記事は不正確だとよく言つうのです

けれども、しかし、不正確だと言うけれども、なかなか実態をつかんでおるですよ。こういう方針ですか。

○細谷政府委員 給与改定に関する問題については、すでにたびたび繰り返し申し上げておりますように、公営企業法の法律の基本の考え方になります。現在の給与の状況を見る、そして、必要であるならば、財源の許す限りでこれを行なう、こういう基本的な考え方で指導をいたしております。

○細谷委員 前に、この問題につきましてはケース・パイ・ケースでというのが大臣の御答弁でございました。せんだっての本委員会において、政務次官の答弁といふのは、今日財政再建計画をつくつて指導しておりますけれども、その一つの要素としての国庫補助の制度の拡充といふことも実現せざる。さらには、公共性といふのが一体どこまで公共性なのか、そういうようなことなどもなかなか実態は把握しにくい。さらには今日の社会経済情勢といふのは、ただ単に一企業の努力のみでは解決できない。それ以上の大変な諸問題といふのがあるのだ。そういう問題に目をおおておつて、ただ一企業の努力で再建計画をつくつてやつてもほんとうの意味の再建計画といふのはでききないのだ。

〔大石（八）委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味においては、現在の地方公営企業法そのものの実情に即した改正すらも検討しなければならぬのだ。こういう細田政務次官の答弁がこの委員会であつたわけです。私もそのとおりだと思ひます。

そこで、ケース・パイ・ケースでありますけれども、地方公務員である以上は、しかも地公企

法、地公企労法という形で労働基本権を与えられておる人たちの労働条件といふのは、原則は団体交渉によつてきめらるべき筋のものであります。だから、前にも申し上げたように、それぞれの地方政府、言つてみると、長と議会とが一丸となつて、このペアはこの程度認むべきであるといふ形でこれから整えていくかといふようなことが非常にむずかしいのではないか、それについてお互いに両者協力してやつていこうじゃないか、こなつて、このペアはこの程度認むべきであるといふことで別れたのでござります。別にその際

にどうこうやかましい議論を開いたわけでは毛頭ございません。ただ、その際に出ておりました入賃の問題につきましては、入賃をどうするかとい

うことについて、市長さんは、他の部局との関係があつて非常に立場がつらいということを強く訴えておられました。私もそういう立場のあることはよくわかります。わかるのでありますけれども、先ほど来申し上げておりますような、公

営企業の長い目で見た健全性の維持といふことのために、一体どういう順番でそういう企業を今後育てる方向を考えたらいいのか、これはお互いの命題として今後こうじやないか、こういうふうにして別れたのでございまして、別にそういう意味では私ここで申し上げておりますこととその際申し上げましたことに違いはなかつた、こう思つております。

○細谷委員 細谷さんはたいへん、たたかい気持ちで話してくれたそうですよ。ところが、自治省のビル全体は非常に冷ややかだったそうですよ。

そこで大臣、たとえば一つの交通局なら交通局のビル全体は非常に冷ややかだったそうですよ。

そういうものがやつておりますと、ここには路面電車がある、バスがあるといったします。これは一貫

経営しなければならぬわけですね。ところが、現在のバス料金といふのはバスだけで、交通局全

じやありません。都市交通全体じやないのであります。いわんや社会全体の中に置かれておる都市

交通といふ考えの中に立つてものごとを考えているのじやなくて、都市交通の中にあるバスの部門だけの原価計算で料金をはじき出しておるわけ

ありますから、よそのほうにその利益といふのがありますから、よそのほうにその利益といふのが

あつたれば、たとえば現在の危機に瀕しておる

路面電車をどう改善していくのか、こういうものと全く切り離された形で料金が決定されておるわけですね。こうしたことありますから、路面電

車といふのは自動車、バス等で走れなくなつておる、料金は予定どおりあがつていいかない、計画どおりにあがつていいかない。バスのほうはまあまあ

収入があがつていいつておる。その料金といふのはバスだけで適正な採算ができる程度であつて、よ

そのほうに回すなんということは全く考へない形で料金が運輸省で決定されておるわけですね。これでは全くにつちもさつちも動かぬという状態にあるわけござります。したがつて、こういう形ではほんとうの意味の再建ということはできません。あるいは都市交通の実態に合つて構造を改善していくことなどもできないのです。

そういうことありますから、そういうしわ寄せをあげて料金の値上げと、それから労働条件の切り下げに押しつけてくるというのは、私は不当であらうと思うのであります。そういう実態を踏まえて、やはり労働条件というのは地公労法で保障されておる基本権であり、それは団体交渉によつてきめていくという筋合いのものでありますから、やはりこれは冷たいものじゃなくて、そういう基本というのは自治省は守つてやらなければならぬ、そのためこそ行政局もあり公務員部もできたわけですから、そういう形で配慮していただきたいと思うのですが、ひとつ大臣の基本姿勢をお尋ねいたしたいと思うのです。

○赤澤国務大臣 そういう事情を十分承知の上で、なかなか申す段階ではございませんけれども、御指摘のようなちょっと見ると不合理な点がやはりあると私も考へております。しかし大都市の交通は、やはり根本的に考へ直さなければならぬ時期に来ておる。来ておると言ひながら、交通安全その他に追いまくられて、そういう根本的な対策がまだ進みかねておることは、私ども全くなきに思つておるところです。

しかし、公営企業の場合には、やはり事業自体の公共性と、それから事業は企業であるといふ面から來る独立採算性と、これをどの程度どういうところで調和させるかということは非常にむずかしい問題であります。赤字が出るからそれを一般財源で埋めろ、繰り述べるといふわけにはなかなかかない。しかし、この労働基本権だと、あるいはその地域地域の平均賃金的なものは十分考える。それからも償うことのできない場合には、やはりこれは根本からいろいろ考へてみなければ

ならない問題がある。そういうことの中に、いまばかりでござります。したがつて、こういう形でおっしゃることはもちろん言えると思います。これはいつも言いますとおりに、公営企業もやはりおっしゃることもあらうと言います。その株主は地域住民でござりますし、その代表として使用者側もあれば、また議会もあるわけでござりますので、労使ともそこはよく話し合つて問題点を解決するということであると私は考へます。

○細谷委員 労使よく話し合つて、結論が出たならば自治省はこれを尊重していく、こういう大臣としておきたいと思います。

そこで、財政局長にお尋ねしたいのですが、社会労働委員会でたいへん問題になりました北九州の例でありますけれども、やはり給食等は医療の一環なのでありますから、これは直営でやらなければならぬ、下請はだめだ、もしやるとすれば最低限公益法人でなければならぬのだ。しかしが厚生大臣の基本的な態度として打ち出されたわけです。ところが、北九州市は、その原則すらも現在は満たしてないんですよ。そうして私もこの前下請をしておるんですよ。そうして私もこの前言つたように、そういう厚生大臣の意向に沿わなく残念に思つておるところでござります。

しかし、公営企業の場合には、やはり事業自体の公共性と、それから事業は企業であるといふ面から來る独立採算性と、これをどの程度どういうところに思つておるところです。

○細谷委員 北九病院問題につきましては、すでに御承知のとおり、いろいろな経緯があつた

幾つかの地方公共団体を一視同仁の形でながめておられるのじやないか、こういう気がしてならないのであります。いかがですか。

○細谷委員 いまの財政局長の答弁にはたいへんな意味の内容を含んでおるんですよ。厚生大臣が示した原則は直営であります。もしどうしてもい

かない場合には、最低の場合でも公益法人だ、こう言つておるわけです。それが許される範囲であつて、企業が困つておるのならそれ以外の、厚生大臣の示した以外のことをやつていいというこ

となら、困つたらどうぼうしてもいいといふことに通じますよ。そんなばかなことはありませんよ。どんなに困ろうと、医療法で定められた、職安法で定められたものにのつとつて厚生大臣が

示した原則、それにのつとしなければならぬのであって、そのワクからはずれて、それが困つておるからです。企業が病人だからですといふことでは、これはだめですよ。いまの答弁は取り消していただきと、どんなことをやつてもいいといふことになりますからね。大臣、そういうことに

なつてまいりますからね。実は、県知事が中に入りまして、三月三十一日で二百五十五名の首を切つちゃつたわけです。ですから、公益法人をつくるにも期間がかかりますから、知事の保証のもと

に、その期間の間は私人に下請をさせてくれといふような形になつておるんだそ�うです。私はこれも違法だと思うのですよ。違法だと思います。しかし、それをいまのようなことでやりますと、何

かですね。しかし地方公営企業の職員はそれがなんですね。しかし地方公営企業の職員はそれが排除されておるのですから、法律上これはどうしても不公平な扱いになつておるわけです。これは

法律を制定する間という形になつて、言つてみま

すと暫定的な形になつておるのですが、少なくとも

ます。かりにいま、ごく卑近ないろいろのものを調べてみましても、大体人口五万以下の都市といふのは財政需要が横ばいのようだ形をずっと示しておるといふことは事実だと私は思う。ところが、十万以上の都市になってまいりますと、これは発展過程の都市と言ひ得るのであって、これから先二十万になり三十万になる都市といふもの幅で毎年伸びつつある。ことににはなはだしいのは、先ほどからお話しになつておる大都市の人口増といふものは、實際はどうにもならないほど財政需要がふえてきておる。これについて自治省のいまの算定方式といふものが一体追いついているかどうかといふことがあります。

すと、昭和六十年に大体日本の総人口が一億一千六百万人になるであろうということを発表しておる。そうして都市の形態はどういうことになるかが、人口と目されておったものが二倍強になりはしないか、ここに大体九千万人以上集められるだらうといふことが報告せられております。数字からいえば、九千三百万人と書いてある。これは建設省の発表ですよ。そうなつてまいりますと、市街地は非常に広くなつて、四十年の四千六百平方キロメートルから一万二千五百平方キロメートルということになり、大体いまの地域の三倍になる、こういう形で日本の都市といふものが進行しておる。しかもその進行は、これはもう何といったところで、東京あるいは大阪その他のいまの大都市圏を中心としてどんどん広がつていく。集中するから、その周囲の拡散せざる得なくなつてくる地域がだんだん広がつてくる。だから、人口比よりもむしろ地域の広さのほうが大きくなつてあらわれてくる。そこにどうしても財政需要の問題が非常に大きな問題として浮かび上がつてくる。したがつて、それらの問題に対処していかなければならぬ。だからいま大臣のお話にも、建設省もと言つておりますが、建設省はすでにこういふことを言つておるので、これに対して自治省はどう対処しようとしておるか、これを大きな前段としてある程度押えていくのには、交付財源をもう少し考えていく必要がありはしないか。

○赤澤國務大臣 四百五十億がまた出てまいりますけれども、あれはわれわれは、貸借関係でないということをたびたび申し上げておる。それをどうしても貸借関係だとおっしゃるものですから、そこからいろいろな議論が生まれてくるわけでござりますが、私どもは貸借じやないと考えております。このことだけは申し上げておきたいと思います。

後段ですけれども、私、どうも現状の問題は、放置いたしました場合には、言うまでもなく、人口の流動が激しいわけですから、やっぱり都会地に無秩序に移つてくる、これは認めざるを得ませんし、現状は建設省も把握しておられます。また、将来はつといたらこうなるであろうといふ見通しもおのずからつくわけでございます。そのためには、やはり政府全体といたしましては、産業の分散、また人口の分散ということに重点をかけていま諸政策を行ないつつあるところでござりますが、まだそれが出発点もないわけでござりますから、実を結ぶところまで至つております。先ほど私どもの地方中堅都市のこともありつと申し上げましたけれども、とにかく無秩序な大都會への人口の流入、集中といふものを何とか抑制しなければ単に財政措置だけであとを追つかけていくというようなことだけでは、ものの解決にはならぬと思ひます。しかし、いま門司先生の御指摘の最後の点ですね、つまり、こういう事態が起つておるのに、交付税率といふものを三二%どまりのことでは措置できぬのぢやないか、むしろこういふものは、将来に向かつて現実を踏まえて、税率を伸ばすとか、いろいろ積極的にやるべきであろうというお考え方につきましては、私も全く同感を覚えるわけでござります。確かに、地方団体では、この面で非常に窮屈に立つておるところもあるわけでござりますので、前向きの解決をはかりたい、かように考えます。

○門司委員 あと一つだけですが、先ほどからいろいろ問題になつております地方自治体の公營企業はもとより、一般会計に対するいわゆる起債に

対する問題でけれども、これは自治省のほうから出た資料であつて、私のところで調べた資料と言えば言えるものですが、これは自治省でよくこの実情は把握しておられます。こまかい数字は私はきょうは申し上げませんけれども、四十一年度末の公債といいますか、起債の総額は、大体普通会計で一兆六千九百十一億あるわけですね。それから、公営企業関係で一兆七千九百四十九億、公営事業会計で十二億、全部合わせると、これが三兆四千八百六十五億という数字になる。このほかにまだ四千五百三億三千万円という、財政の例の債務負担行為が別にあるわけでござります。それから、もう一つあるのは、これは額はわかりません。わからぬのが、会計年度の支出の中に入らわれてまいります数字を見てみますと、一時借り入れ金の利息が七十二億というものが決算額の中に出てきます。しかし、これは一時借り入れ金でありますから、一体どれだけ借り入れているかということがよくわからない。わからないが、七十二億の利息を払つておるということでありますから、かなりの額のぼろうかと思います。こういうものが私は全体の借金だと考えておる。ところが、その中でわれわれが問題にいたしておりますのを調べてみると、いわゆる六分五厘の利息――普通、政府の資金が六分五厘ということはよくいわれておるのであります。六分五厘の利息以上のものが一体どのくらいあるかといふと、七分六厘というものが普通会計で四千百二十五億です。それから、公営企業関係で六千二百六十六億、公営事業関係で約一億。ところが、その上のランクになつておる八分までの利息というのが、普通会計で二三百七十二億、公営企業関係で二千三百三十億、八分以上といふのが、一般会計で七十八億、公営企業関係では三百十一億、これを六分五厘以上のものを全部総計いたしまりますと、一兆三千五百億の全体の起債額の中から、一兆三千百八十三億円というのが六分五厘以上の金利で払つておる。その中で八分以上といふのが、いま申し上げ

ましたような数字になつておる。これではほんとうに地方の財政といふものが窮屈になるにきまつておる。私は、この交付税の問題では、いろいろ点がどうしても考えないわけにはいかない。地方の自治体が困つておれば起債を認可してやるんだというようなことで、何か財政法違反のようなことを平氣で言われるのですね。財政法には、起債は当分の間許可するところがあるけれども、本来は自由にできるようにならんと書いてある。どうも日本の「当分」というのは長いのであります。戦後二十年間当分の間で続いていますから、いかにも許可をしてあげるんだといふような、政府の権力作用だというようなことにわれわれは考えている。自由であるべきものが政府の権力作用によってこういふ抑制を受けている。にもかかわらず、実態を見てみるとこういふ姿であつて、これでは地方の自治体が一体どういう形で財政の立て直しがなし得られるかということになります。

みますと、これも水道白書を読めばこういうことを書いておるのであります。水道白書の中にはちゃんと、取水費が一番高いのが秋田県の男鹿市であって、十トン当たり七百四十円、一番安いのが長野県の岡谷であって十トン当たり五十円、この大きな取水費の開きといふものが一体そのまま認められてよろしいかどうかといふことである。私は、少なくとも今は、水道はどうしてもやらなければならぬことはわかつておるのであるから、したがつて、今日、地方自治体の公共料金の値上げについて、私は、いまよりも一そく特別な財政援助をする必要があるのでないか。それらの問題は、おおよその基準をきめて、それ以上の取水のための費用を出しておるような公営企業については、私は、いかに大きなかぎりで問題になつております。それらの問題は、おおよその基準をきめて、それらの取水のための費用を出しておるような公営企業ではなくして、ある意味における社会保障の意味制ではなくて、ある意味における社会保障の意味がここに強く出てきてもいいのではないかといふれば、もうこれは公営企業ということは独立採算制ではなくて、たつたつて日本の水道といふものは完全にならないし、同時に、公共料金の値上げといふものがような気がするのです。そうしなければ、いつまでたつたつて日本の水道といふものは完全にならぬから、東京を見てごらんなさい。取水費が一トン当たり三十六円でしよう。充つているのが二十八円、その差額はずつ赤字になつて、現在百二十億の赤字を持っている。どうしてもこういうことが出てくる。国民の負担能力と原価との開きが結局不必要に摩擦を起こさせておる。水道料金の値上げに摩擦を起こさせておる、こういう結果が出ておる。こういうふうに見てまいりますと、どうしてもやはり国民の負担能力といふものを考えてくれば、そこに社会保障の意味が私は介在してもらつともよきじやない。そうすると、いま申し上げたように、大体二十円以上の取水費をかけているところについては、国がめんどうを見る必要がある。

い。入〇多はさつき申し上げましたような高い利息の金を借りてやつておるところに無理がある。だから、こういうものを緩和することのためには、いま申し上げましたように、水道についてはひとつ一定の線を引いて、それより以上の取水費のかかっているところについては、国が何らかの財政の援助をする、あるいは利息を非常に安くしてあげるというような形ができるものかどうか。これが解決しない限りは、日本の水道の料金の問題はいつまでたっても解決しないと思う。その辺の大臣のお考えをこの質問の最後に聞かしておいてもらいたいと思います。

○赤澤国務大臣 非常に取水費が高いことどうしても料金にはね返つてしまりますので、できるだけ

○細郷政府委員 各団体別のはちょっと作業がたいへんござりますから、せめてグループ別くらいで、なるべく御期待に近いものを出したいたいと思います。

○吉川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

ことはできないことは明らかであります。たとえば、現在大都市が財政的な危機に瀕していることは大方の認めるところであります。これは、これまで税財政策度の改革、地方独立財源の充実を怠ってきた政府にその責任があることは明白であります。特に六大指定都市については、地方自治法上府県並みの事務を移譲しながら、その財源について基準財政需要額の算定に十分見ていないことは、かねて指摘されてきたところであります。が、これは早急に是正されねばならないと考えるものであります。

第三点として、特別事業債の償還計画（交付団体分）を政令にゆだねている点であります。これは本来我が国が処置すべきものであります。その元

い。入〇%はさつき申し上げましたような高い利息の金を借りてやつておるところに無理がある。だから、こういうものを緩和することとのために、いま申し上げましたように、水道については、ひとつ一定の線を引いて、それより以上の取水費のかかっているところについては、国が何らかの財政の援助をする、あるいは利息を非常に安くしてあげるというような形ができるのかどうか。これが解決しない限りは、日本の水道の料金の問題はいつまでたつても解決しないと思う。その辺の大臣のお考えをこの質問の最後に聞かしておいてもらいたいと思います。

○赤澤国務大臣 非常に取水費が高いとどうして料金にはね返ってまいりますので、できるだけ軽減したいという考え方から、借りかえ債に乗りかえたりなどしておりますけれども、とてもそういうことでは追つかぬことは私も認めます。それからまた、現在のものよりも私ども心配いたしておりますことは、これから人口の大きな移動に備えて、水源もないところへたくさん集中しますと、今度は他県のたいへんなところから水をとつてこなければならぬと予想される地域などもございますので、あわせて水の確保ということは大切な政治の項目でもありますので、御指摘のような問題につきましては十分前向きに検討いたしたいと考えます。

○門司委員 財政局長、資料を提出なさいますか。

○細郷政府委員 資料は提出いたします。

○門司委員 それから、約束の時間より二、三分過ぎましたけれども、資料をもう一つ頼みたいのは、これは公にしておいていただきたいと思いますのは、各府県並びに市町村の一戸収入と借金の表が各府県別、市町村別にわかるならひとつ出してもらいたい。どの市がどれくらいの収入で、どれだけ大きな借金をしているか、これは交付税の算定の中にこういったものがある程度入れる必要がありはしないかと考えている。できたら、それを出しておいてください、非常にむずかしいことか

○古川委員長 私は日本社会党を代表して、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案に反対いたすものであります。以下その理由を述べます。まず第一は、いわゆる四百五十億の取り扱いであります。今回の措置においては、地方交付税及び譲与税配付金特別会計から四百五十億円の一般会計に貸し付けを強要し、一方、地方団体の資金運用部資金による地方債のうち約二百五十億を繰り上げ償還し、その資金を交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて地方交付税に加算して地方団体に交付することになります。これは地方自治体が政府に金を貸してみたり、借りたり、わけのわからない芝居を演じてゐるにひとしいものであります。しかも実際には、地方交付税の削減を策したものでありまして、かつ地方財政は豈かであるかのとき幻想を振りまく危険な措置であります。これは地方財政の危機、財政需要の増高する実態から見て許しがたいことであり、かつ将来の地方財政にとって大きな禍根を残したものとして、重大な警告を発せざるを得ません。

第二は、今回の地方交付税改正のうち、最も注目され、最も緊急に要請されている過疎地域対策や過密地域対策については、その基準財政需要額の増額は、わずか二百一億円の後進地域対策と、百億円という少額の過密地域対策にすぎないのであります。これでは、とうてい財政需要を満たす

○細郷政府委員 各団体別のはちょっと作業がたいへんでござりますから、せめてグループ別くらいで、なるべく御期待に近いものをお出したいと思います。

○吉川委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

ことはできないことは明らかであります。たゞえ
ば、現在大都市が財政的な危機に瀕していること
は大方の認めるところであります。これは、こ
れまで税財政制度の改革、地方独立財源の充実を
怠ってきた政府にその責任があることは明白であ
りまして、特に六大指定都市については、地方自
治法上府県並みの事務を移譲しながら、その財源
について基準財政需要額の算定に十分見ていない
ことは、かねて指摘されてきたところであります
が、これは早急に是正されねばならないと考える
ものであります。

第三点として、特別事業債の償還計画（交付團
体分）を政令にゆだねている点であります。これ
は本来国が処置すべきものであります。その元
利償還については國が明確に保障すべきものであ
ります。これは本委員会で再三にわたり約束され
ているところであり、これを政令にゆだねるがご
ときは不届きしそうであると考えます。われわれ
は、これを法律に規定すべきであると主張するも
のであります。

第四点は、今回の交付税が給与改定について補
正を行なわないという原則をとっている点であり
ます。國は、米価、公務員賃金について補正予算
を組まないという、いわゆる総合予算主義をと
り、地方もこれに協力するというたてまえをとつ
ております。予備費は、災害を含めわずか七百五
十億しか用意しておりません。予想される人事院
勧告を地方公務員に適用した場合に要する経費が
これを上回ったとき、一体どうするつもりであり
ましようか。要するに、今回の措置は國のいわゆ
る所得政策に協力するものではないか。

第五点は、地方公営企業への扱い方であります
。地方公営企業は独立採算制のワクのもとで累
年赤字に苦しんでおります。その赤字解消の抜本
の方策には見るべきものが多く、その重圧は、受
益者負担の名のもとに住民の肩の上にしわ寄せさ
れております。地方公営企業においても、民間大
企業への過大なサービスが政策的配慮の名のもと
に行なわれ、住民への配慮はそれに比してきわめ

でなく、公営企業の公益性はますます無視されることを指摘せざるを得ません。今回の地方交付税法は、その点について何らの改善も見られないのであります。

第六点は、地方自治体の本来の業務たるべき業務を、特定業務の名のもとに民間委託の傾向が顕著になりつつある点であります。その傾向は、社会福祉事業、清掃のごとき国民生活に深い関係を持つ分野において特に著しいのであります。具体内には、社会福祉事業団または民営への移行という措置が、簡素化、能率化の名のもとに、自治省の指導のもとに進行していることは遺憾であります。これは要するに安上がりを策したものであります。まして、住民サービスの低下をもたらすものと見て、われわれは嚴重な警告を発するものであります。

以上のようない由によりまして、今回の地方交付税法の一部を改正する法律案に対しわれわれは反対し、その討論といったものであります。(拍手)

○吉川委員長 折小野良一君
○折小野委員 ただいま議論となつております地方交付税法の一項を改正する法律案につきまして、私は民社党を代表いたしまして、反対の立場から討論をいたしたいと思います。(拍手)
簡単に申し上げます。交付税制度が、今日地方の財源といたしまして非常に重要な位置を占めてまいりました。また、地方におきましても、非常にこれに対し期待をいたしております。ところが、この制度の運用が、その範囲内におきまして精妙巧緻になつていけばいくほど実態に即さなくなつてきつゝある。現実との間の差をますます大きく開いていきつつある。こういうことを私ども見ざるを得ないわけでございまして、こういふ点からいたしまして、私どもは、現状にきわめて大きく隔たつてきつゝある交付税制度、特に今回のこの改正に対しまして反対をせざるを得ないわけであります。

政措置が追つついでいる。したがつて、過密に對してまいりでありますと、今日都市化が非常に進行いたしてまいりであります。わが國の自治体におきましては、過密対策といふのは一つの重要な施策でございます。しかかもその進行はきわめて早い。これに対しまして財面に對しまして、交付税制度がもつと現実に即応した有機的な機能を發揮する、こういうことが期待されるわけでございますが、現実におきましてはなかなかその期待に応ぜられないというのが実情でございます。こういうような点につきましては、もつともと有機的な機能が発揮されるようになって考慮されるべきである、かように私どもは考えます。

その反面には過疎問題といふのがあります。これもまた関係区域におきましては非常に重要な問題でございます。今日過疎地帯の地方団体におきましては、すでに行政の機能を失いつつある、これが現状でございます。したがつて、過疎は過疎を生むというような形におきまして地方の荒廃を招来しておるというのが現状でございます。いろいろな面に対しましても、この交付税法におきましては、過疎対策は、決して十分であるということは申せないのであります。もちろん交付税だけが過疎対策のすべてではございません。しかしながら、特に交付税を中心とした過疎地域の行政の機能を回復するといふことは、今日きわめて重要な施策であろう、かように思えます。こういう面につきまして、今回の改正はその機能を十分發揮し得ていない、かように私どもは考えます。

また、今日地方団体がいろいろな事業を実施するにあたりまして、用地というものが非常に大きくな問題になつてしまつております。これは現実の問題であります。この点につきましては、国の土地対策、なんばく地価対策というものが十分行なわれていないということに一番大きな原因があるわけでございます。しかし、それぞれの地方団

体がいろいろな事業をするにあたって非常に困る用地、これに対する財源、こういうものに對する十分な配慮というものがこの交付税制度の中においてとられていない。こういう点もまた地方団体の行政の実態に即しない一つの理由であるといふふうに私どもは考えております。こういうような点を中心とした実態に即する機能の發揮ということを心から期待をしたいわけでござります。

特に、先ほどお出でおります四百五十億の貸しき付ける問題でございます。大臣は、これは貸し付けてではない、貸借關係と考えるからいろいろ問題があるのだとおっしゃいます。いたしますならば、これは実質的には交付税率三三%の切り下げだ、こういふふうに申して差しつかえないのでござります。現在の地方団体の財政の実態からいたしますならば、むしろ将来にわたりましてこの三三%の税率を引き上げてもらいたい。これが切なる願いであろうと私どもは考えるわけでござります。借りたり返したり、あるいは借りたものを返すためにまた借りたり、こういうような交付税制度の本来の機能に即しないいろいろな操作作をあまりにもやられるということは、適當じゃないんじやなかろうか。むしろ今日におきましても、この交付税制度といふものを、政府の立場においてあまりにもいじり過ぎる、あまりにもあてあそび過ぎる、こういふふうに私どもは感ずるわけでござります。

そういうような点におきまして、今回のこの改正に対しまして反対せざるを得ないわけでござります。将来にわたりましては、交付税制度の本来の財政調整的な役割りといふものをもつと十分に果たしていただけるよう、機能的な面の充実につきまして一そな御配慮をお願いをいたしたいわけでござります。

以上、簡単に理由を申し上げまして、反対討論といったら、

○古川委員長 小濱新次君。

○小濱委員 私は、公明党を代表して、地方交付

税法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を表明するものであります。(拍手)

その第一の理由は、今回地方交付税から国の一般会計へ四百五十億円貸し付けたことになります。最近、地方財政の収支じりのみをとらえて、地方財政は好転したとの論をなすものがありますが、これは事象の一片のみをとらえたもので、地方政府の収支は借金によってからうじてささえられているにすぎず、その上地方財政には住民福祉の面において行なうべき緊急の仕事が山積しておるのであります。

その二、三の例をあげてみますると、大都市周辺の市町村においては、人口の過密化に伴い、学校、公営住宅等の建設を至急に行なわなければならぬにもかかわらず、これらの施設整備に要する市町村の負担はあまりにも多く、市町村財政を著しく圧迫しているのであります。また、地方団体はこれらの整備に要する財源の捻出に苦慮いたしておりますのであります。さらに、工業の発展により、各地にコンビナート工場が建設されておりますが、その消防施設等はあまりにも貧弱であり、一たび火災が発生した場合には大災害を引き起こす事態が予想されるのであります。これらの施設等は早急に整備しなければならないのであります。

その他地方団体において住民福祉のために行なうべき事業がたくさんあるにもかかわらず、今回の貸し付け措置は全く納得がいかないのであります。

第二は、国と同一基調により地方の公共事業を抑制したことであります。これは景気抑制という國のフィスカルポリシーに協力するものと思われますが、地方自治の使命、役割りに照らし合わせてみても、このような方針は不適当であると考えるものであります。

第三は、災害債の繰り上げ償還を基準財政需要額に算入したことであります。これは交付税の恩恵を受けない不交付団体とのつり合いから考えてみても、このような方針は不適当であると考えるものであります。

〔報告書は附録に掲載〕

て不合理であると考えるものでござります。

第四は、毎年人事院勧告が出されるのが通例となつております。今年もおそらく勧告が予想されます。が、これを地方公務員に適用した場合の給与改定費のうち交付団体分として五百六十億円を計上しておりますが、これを上回った場合の措置が考えられないことあります。

一部を改正する法律案に対しても公明党は反対するものであります。(拍手)

○吉川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○吉川委員長 これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○吉川委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉川委員長 「賛成者起立」

○吉川委員長 この際、大石八治君、山口鶴男君、折小野一君及び小濱新次君から、四派共同をもつて、たゞいま可決いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。大石八治君。

○大石(八)委員 私はこの際、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、地方交付税法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。
一、地方債については政府資金の充実をはかるとともに、地方公営企業における国庫補助制

度を拡充し、借換債を拡大するほか、公営企

業金融公庫については出資金を大幅に増額す

る等その機能の充実強化に努めること。

二、人口の急増に伴ない、文教施設の増設を必

要とする市町村に対し、その実態に応ずる財

源措置を講ずること。

三、地方交付税の配分については、市町村の財

政需要を動態的に把握し、その実態に適応す

るよう努めること。

四、基地所在またはこれに類する市町村における財政需要を考慮して、必要な財源措置を講

すること。

五、学校、道路等における国および都道府県の負担を市町村または住民に転嫁しないよう必

要な法的措置を強化すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○吉川委員長 本動議について採決いたします。

○吉川委員長 「賛成者起立」

○吉川委員長 起立總員。よつて、大石八治君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○赤澤國務大臣 この際、赤澤自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。赤澤自治大臣。

○赤澤國務大臣 たゞいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○吉川委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。